

日本基督教団 年 月 日
総会議長 殿
日本基督教団 教区
総会議長 殿

所在地
名称 日本基督教団
代表役員

教会
㊤

教会規則変更承認申請書

当教会規則を左記のとおり変更したいので、宗教法人法第二十六条および当教会規則第 条により関係書類を添えて申請いたします。

記

旧	新
<p>第二条</p> <p>第四条 この法人は日本基督教団の教憲、教規及び同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成すると共に、そのために必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>第六条</p> <p>附則</p> <p>1 この規則はこの法人が設立した日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に存する旧宗教法人の主管者及び信徒総代は、それぞれこの規則による主任担任教師及び総代とする。正その任期については従前就任の日から起算する。</p> <p>附則</p> <p>この変更した規則は京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成十五年 月 日）から施行する。</p>	<p>第四条 この法人は日本基督教団の教憲、教規及び同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、人々を教化育成すると共に、そのために必要な業務及び事業を行うことを目的とする。</p> <p>第五章 事業</p> <p>第三十八条 この法人は、公益事業として児童館を置く。公益事業に関する規定は別に定める。</p> <p>第五章を第六章とし、三十八条として、以下順次繰り下げる</p> <p>附則</p> <p>1 この規則はこの法人が設立した日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に存する旧宗教法人の主管者及び信徒総代は、それぞれこの規則による主任担任教師及び責任役員とする。但しその任期については従前就任の日から起算する。</p> <p>附則</p> <p>この変更した規則は東京都知事の認証書の交付を受けた日（平成 年 月 日）から施行する。</p> <p>2 この...</p>

この規則を承認します。

年 月 日
日本基督教団 教区
総会議長

この規則に同意します。

年 月 日
日本基督教団
総会議長